

資源循環型地域社会の構築に向けた  
清掃・リサイクル事業のあり方について

答 申

平成20年10月

豊島区リサイクル・清掃審議会

# 目 次

1. 答申にあたって	P 1
2. 清掃・リサイクル事業の現状と課題	P 3
(1) 3Rの取り組みの現状と課題	
(2) 事業系ごみ対策の現状と課題	
(3) 家庭ごみ対策の現状と課題	
(4) システム評価の現状と課題	
3. 清掃・リサイクル事業の将来像	P 14
4. 各施策の方向性	P 16
(1) 3Rの取り組みに関する方向性	
(2) 事業系ごみ対策に関する方向性	
(3) 家庭ごみ対策に関する方向性	
(4) システム評価に関する方向性	
5. 循環型社会と低炭素社会の統合に向けた取り組み	P 23

## 参考資料

参考資料1	用語解説	P 25
参考資料2	諮問文(写)	P 31
参考資料3	豊島区リサイクル・清掃審議会委員名簿	P 34
参考資料4	審議経過の概要	P 35
参考資料5	豊島区における廃棄物等のフロー	P 37
参考資料6	豊島区リサイクル・清掃審議会答申の概要	P 38
参考資料7	その他意見	P 40

# 1. 答申にあたって

豊島区リサイクル・清掃審議会は、平成19年9月25日付19豊清環諮第1号により、区長から「資源循環型地域社会の構築に向けた清掃・リサイクル事業のあり方について」の諮問を受けた。

豊島区の清掃・リサイクル事業は、現在大きな転換期を迎えている。平成20年4月に策定された「豊島区未来戦略推進プラン2008\*」では、環境政策ビジョンの一つとして「“3R\*”を実現し ごみ半減に取り組む」という目標を掲げ、現在これを具現化するための各種施策を展開している。

このうち特に、今年10月から、最終処分場の延命化などを目的とした廃プラスチックサーマルリサイクル\*の全域展開により分別基準を変更するとともに、新資源回収事業の実施により資源回収回数を倍増させた。これにより、ごみ量や資源回収量が大幅に変化することが想定されている。

また、廃棄物の適正かつ確実な処理・処分に加え、ごみの減量、資源の有効活用に向けた取り組み、再利用の促進による排出抑制など、いわゆる「3R」に関する取り組みについても、より一層の充実・拡大が求められている。

今年3月に閣議決定された「第2次循環型社会形成推進基本計画\*」では、平成27年度を目標年次として最終処分量の60%減（平成12年度比）、一般廃棄物排出量の10%減（平成12年度比）という指標が設定された。また、東京都では、今年3月に新たな環境基本計画が策定され、都内から発生する廃棄物の最終処分量の55%削減、廃プラスチックのリサイクル促進などの方向性が打ち出された。これらの目標の達成に向け、地域をあげて取り組む必要がある。

一方、異常気象の頻発や平均気温の上昇など、地球温暖化による気候変動への影響が全世界的に危惧されている。昨年11月、「IPCC第4次評価報告書\*」が取りまとめられ、今年からは京都議定書\*における温室効果ガス排出量削減の約束期間がスタートした。今年7月に開催された北海道洞爺湖サミットでも温室効果ガス半減の長期目標が各国間で共

有されるなど、地球温暖化対策への取り組みは本格的な段階に入りつつある。

加えて、原油などのエネルギー価格の高騰により、区民や事業者においても温室効果ガス排出量の削減のみならず、天然資源の消費抑制、資源循環の推進についても従来に増して関心が高まっている。

東京都においては、今年6月に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例\*）が改正され、大規模事業所に対する温室効果ガス削減義務化が導入された。

豊島区においても、今年6月に環境審議会が設置され、今年度中に低炭素型地域社会の実現などを盛り込んだ環境基本計画の策定を目指している。また、豊島区が今年5月、国の地域活性化統合本部へ提出した「環境モデル都市提案書」においては、清掃工場排熱利用システムの構築\*や都市型生ごみ発電施設の整備\*など、先進的な政策を提示している。

以上のような清掃・リサイクル事業を取り巻く現状や気候変動対策に関する動向などを踏まえ、本審議会では、昨年9月から今年10月の間、9回にわたって審議会を開催し、豊島区の一般廃棄物処理基本計画\*の改定を視野に入れながら審議を重ねてきた。

ここに、これまでの審議を踏まえ、豊島区における資源循環型地域社会の構築に向けた今後の清掃・リサイクル事業のあり方について取りまとめたので報告する。本答申を踏まえつつ一般廃棄物処理基本計画が改定され、資源循環型地域社会の構築に向けた積極的な取り組みが展開されることを期待する。

## 2. 清掃・リサイクル事業の現状と課題

### (1) 3Rの取り組みの現状と課題

#### ①容リプラ回収

豊島区では、平成14年の新パイロットプラン\*の開始以来、8品目12分別\*のルールによる行政資源回収を実施している。

平成20年10月より区内全域での実施が始まった新資源回収事業により、資源回収日は週2回に倍増し、更なるリサイクルの強化が図られている。平成19年度に実施した新資源回収事業のモデル実施結果によると、資源回収量はおよそ1.5倍に増加する見込みである。

一方、「廃プラスチックサーマルリサイクルモデル実施地域排出状況調査報告書」(平成20年3月)によれば、可燃ごみ(燃やすごみ)、不燃ごみ(金属・陶器・ガラスごみ)のいずれにも、いまだ20%程度の資源回収対象物が混入しているという結果が明らかになっている。資源化を推進し、ごみの減量を図っていくためには、分別のさらなる徹底が不可欠である。

また、可燃ごみの約11%、不燃ごみの約8%(上記調査報告書による)を占めるプラスチック製容器包装(容リプラ)\*資源回収の充実について検討する必要がある。既に、トレー及びボトルタイプのプラスチック容器を資源として回収しているが、その他の容リプラを対象に加えた資源回収へどのように取り組むかが課題である。

容リプラの資源回収を充実させることにより、相当なごみ減量効果が期待されるものの、前もって検討すべき事項は少なくない。

回収品目を増やすことに伴い、資源回収に要するコストは当然増加する。さらに、現状のサーマルリサイクルとの環境負荷の比較についても分析を深める必要がある。加えて、さらなる分別の徹底やプラスチックの洗浄が必要になることなどにより、区民負担が増加することも考慮すべきである。

現在、区では、集積所で回収している全ての資源について、回収から資源化までを一括して業者に委託する豊島区独自の手法を採用しているが、新たな容リプラを資源化するに際して、容器包装リサ

イクル法\*で規定されている指定法人ルート\*の活用についても検討が必要である。

指定法人ルートを採用するためには、回収したプラスチックを圧縮・梱包・保管するための指定保管施設が必要であるが、区内での設置は困難と考えられる。また、汚れや異物が混入しているプラスチックについては、指定法人への引き取りが拒否されるため、排出段階での異物除去の徹底が求められる。

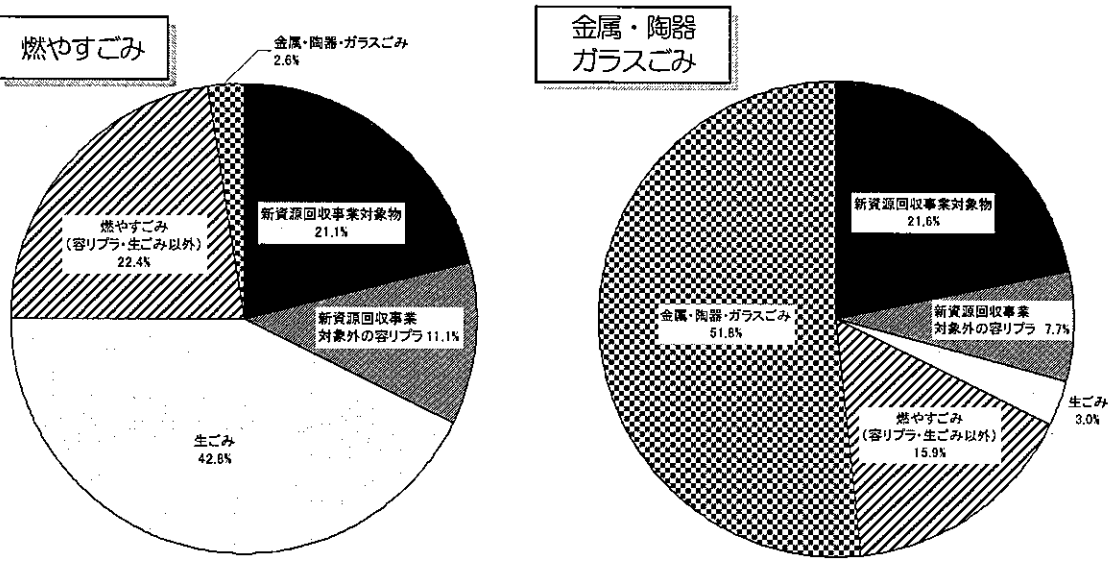
なお、資源価格の高騰などを背景として、一部の者による資源回収対象物の持ち去りが頻発している。清掃・リサイクル事業に対する区民の信頼を保持するため、これを防止する対策を講じることが必要である。

新資源回収事業実施によるごみ量の変化予測（第6回審議会資料）

種別	実施前 (A)	実施後予測 (B)	増減率
可燃ごみ	50,843 t	55,620 t	9.4%
不燃ごみ	16,044 t	4,173 t	-74.0%
ごみ合計	66,887 t	59,793 t	-10.6%
資源	12,138 t	18,217 t	50.1%

A：平成17年度のごみ量をベースにした平成21年度の排出量推計（新資源回収未実施の場合）  
 B：平成17年度のごみ量をベースにした平成21年度の排出量推計  
 （モデル実施結果を踏まえた、新資源回収を全地域で実施した場合の推計値）

家庭ごみの組成（第6回審議会資料）



## ②ペットボトルの店頭回収

ペットボトル製品の流通量の増加に対応するため、平成9年4月の容器包装リサイクル法の本格施行と同時に、特別区全域で区内のコンビニエンスストア等を拠点としたペットボトルの回収を開始した。

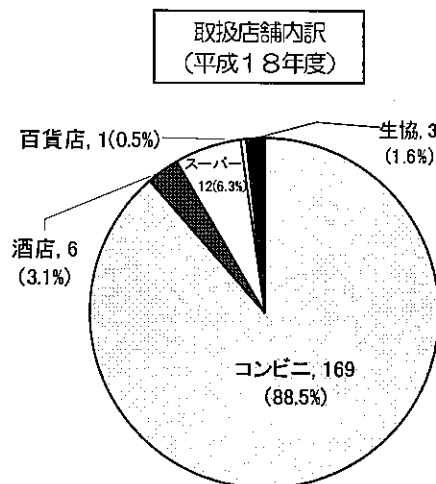
「東京ルールⅢ」と呼ばれるこの事業は、開始から現在に至るまで店頭に集められたペットボトルの収集運搬を行政が担い続けており、豊島区でも年間約2,500万円の予算を投じ、200箇所近い店舗でのペットボトル回収を実施している。

東京ルールⅢが開始された当時、将来的には、販売事業者や飲料メーカーなどによる自主回収方式に発展させることが想定されており、行政によるペットボトルの収集運搬はあくまで緊急対応策としての暫定的な措置とされていた。

平成20年10月より区内全域で新資源回収事業が展開されており、行政によるペットボトルの回収が強化されているなど、事業を取り巻く状況は大きく変化することとなる。そのため、ペットボトルの店頭回収の抜本的な見直しが課題である。

店頭回収取扱店舗数と店頭回収量の推移（第3回審議会資料）

年度	取扱店舗数	回収量 (kg)
13	155	136,730
14	175	161,940
15	186	171,410
16	189	185,550
17	182	184,110
18	191	164,790



### ③リデュース・リユース事業

循環型社会形成推進基本法\*では、「発生抑制（リデュース）」及び「再使用（リユース）」が、循環利用の優先順位として位置づけられている。

資源循環型地域社会を構築していくためには、製品の企画、製造、流通段階を見通した発生抑制・排出抑制のシステムづくりとともに、リデュースやリユースに関する普及・啓発活動を通して、各家庭や事業所におけるごみ減量努力を促していくことが非常に重要である。

豊島区では、「豊島区未来戦略推進プラン2008」での環境政策プロジェクトに「リデュース・リユース運動の展開」を掲げ、平成19年度より既存の事業に加え、商店街容器包装利用抑制推進事業、リユース食器活用事業、エコライフ情報誌発行事業などの新規事業を展開し、リデュース・リユースの普及・啓発を強化している。

しかし、豊島区内で発生するごみ量は微減にとどまっており、今後、さらに効果的にリデュース・リユースを促進していくためには、地域社会全体でのシステムづくりへ取り組むとともに、継続的に普及・啓発事業を実施し、より多くの区民や事業者にも事業の趣旨を浸透させていくことが課題である。

「豊島区未来戦略推進プラン2008」に基づく新規事業一覧（第3回審議会資料）

区分	事業名	内容
リデュース ・ リユース	使い捨て容器利用抑制推進事業	繰り返し使用可能な食器（リユース食器）を、環境団体等を通じ、イベント等へ貸与することにより、使い捨て食器の削減を推進し、ごみの減量の推進とリサイクルの啓発を促進する。 ・平成20年1月～区民ひろば清和でモデル実施 ・19年度予算 2,096千円（食器購入・食器洗浄機）
	商店街容器包装利用抑制推進事業	商店会、大型小売店等と連携して「レジ袋削減取組み計画」の策定や、キャンペーン等の「レジ袋削減モデル事業」を行い、レジ袋の削減とマイバック利用を推進し、ごみの減量とエコ啓発に取り組む。 ・平成20年2月～染井銀座商店街でレジ袋削減キャンペーン ・19年度予算 746千円（エコバック購入・広報チラシ作成）
	生ごみ処理機活用支援事業	家庭から排出される生ごみの減量・リサイクルを推進するため、電動生ごみ処理機の普及促進に向けた助成制度を創設する。 ・平成19年10月～1世帯あたり購入経費2分の1以内15,000円以内（19年12月現在、10件） ・19年度予算 助成金予算1,000千円
啓発	エコライフ情報誌発行事業	地球環境を日常生活の中で見直す観点から、生活に密着した環境に関する「エコライフ情報誌」を発行し、地球環境問題の普及啓発を図る。 ・平成20年2月発行（A4・6ページ、127,000部、新聞折込） ・19年度予算 1,405千円



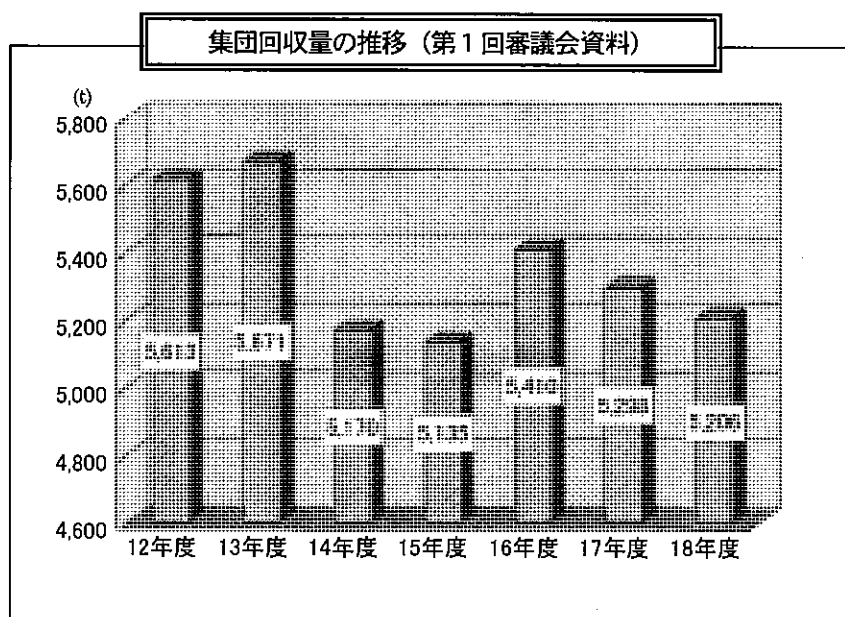
#### ④集団回収

集団回収は、町会などの地域組織による長い歴史を持った資源の自主回収運動であり、区民のごみ減量意識やリサイクル意識の醸成を促す事業である。また、集団回収される資源は適切な分別がなされているため、良質な資源の確保にもつながっている。

地域コミュニティの活性化という意味合いも含め、集団回収は自治体における3Rを推進するための重要な事業である。

現在、集団回収は町会を中心に取り組まれているが、実践団体数の減少が続き、その担い手も固定化してきていることから、回収量は減少傾向にあり、事業の継続が危惧される状況である。

豊島区では、平成20年度より、一定規模以上の集合住宅を新たに集団回収の参加主体とするシステムを創設した。集団回収の継続的な実施、裾野の拡大のためには、マンションへの普及を含め、地域の実情に応じた新たな担い手の開拓が課題である。



## (2) 事業系ごみ対策の現状と課題

### ①行政による事業系ごみ収集

東京二十三区清掃一部事務組合による「清掃事業年報」や豊島区内で実施した排出原単位調査\*結果からの試算では、豊島区におけるごみ排出量のうち、約65%が事業系ごみと推計される。23区平均では事業系ごみの比率は約60%と推計されるが、これに比べ高い比率を占めていることが豊島区の特徴である。

法令上、事業系ごみ（事業系廃棄物）は、事業者が自らの責任において処理することとされている。政令指定都市では、全17市のうち14市は事業系ごみの行政収集を実施していない。

一方、都内では、多くの自治体で事業系ごみの行政収集制度を維持しているものの、手数料の値上げや利用条件の絞り込みなど、事業者の自己処理責任を強化する方向性が打ち出されている。

行政収集を利用している小規模事業者は、事業系有料ごみ処理券制度が導入された平成8年以降、一定のごみ処理手数料を負担することとなり、区では現在、日量50kg以下の排出事業者について、1kgあたり32.5円の手数料を徴し、ごみの収集・運搬を行っている。

しかし、手数料と処理原価との間には依然として大幅な乖離があり、さらに区による指導等が継続的に実施されているにもかかわらず、手数料の課金媒体であるごみ処理券の貼付率は依然として30%台に低迷しているなど、不適正な状況にある。

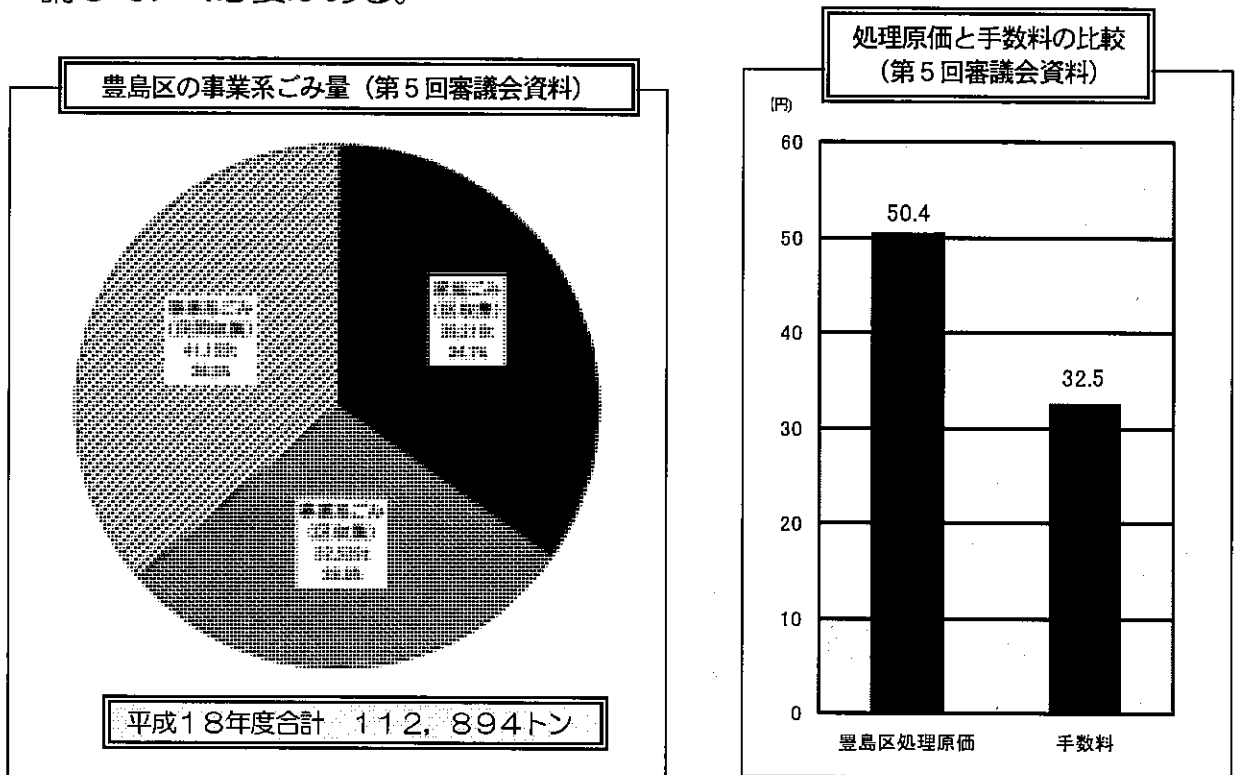
事業者による自己処理責任という法令の趣旨に基づくならば、区の責務は原則として家庭ごみの収集運搬に止まるべきであり、事業系ごみの収集運搬については、主に民間収集事業者\*が担うべき分野である。

事業系ごみの占める割合が高い豊島区において、清掃・リサイクル事業の効率化を推進し、事業者の自己処理責任を確保するためには、行政と民間収集事業者との役割を明確化することが大きな課題である。

さらに、事業系ごみの減量を推進するためには、資源回収を充実させる必要がある。区では現在、「商店街リサイクル」や「オフィスリサイクル」\*などの制度を設け、事業系資源回収の促進に努めているが、参加事業者数は頭打ちの傾向にあり、リサイクルの徹底が図られ

ていない。このため、民間収集事業者と連携した新たなリサイクルの仕組みづくりなどが必要となっている。

また、「豊島区事業系廃棄物排出実態調査報告書」（平成20年3月）などから試算すると、区のごみ量の約35%、飲食店から排出されるごみ量の約75%は生ごみにより占められている。生ごみの減量や資源化について、食品リサイクル法\*の趣旨などを踏まえながら対策を講じていく必要がある。



## ② 繁華街収集

小売店や飲食店などの事業者が密集する池袋駅周辺の繁華街地区については、昭和42年以来、行政によるごみの毎日収集を実施している。この毎日収集は原則として月～土曜日の実施であるが、繁華街地区の一部では日曜日にも収集を実施している。

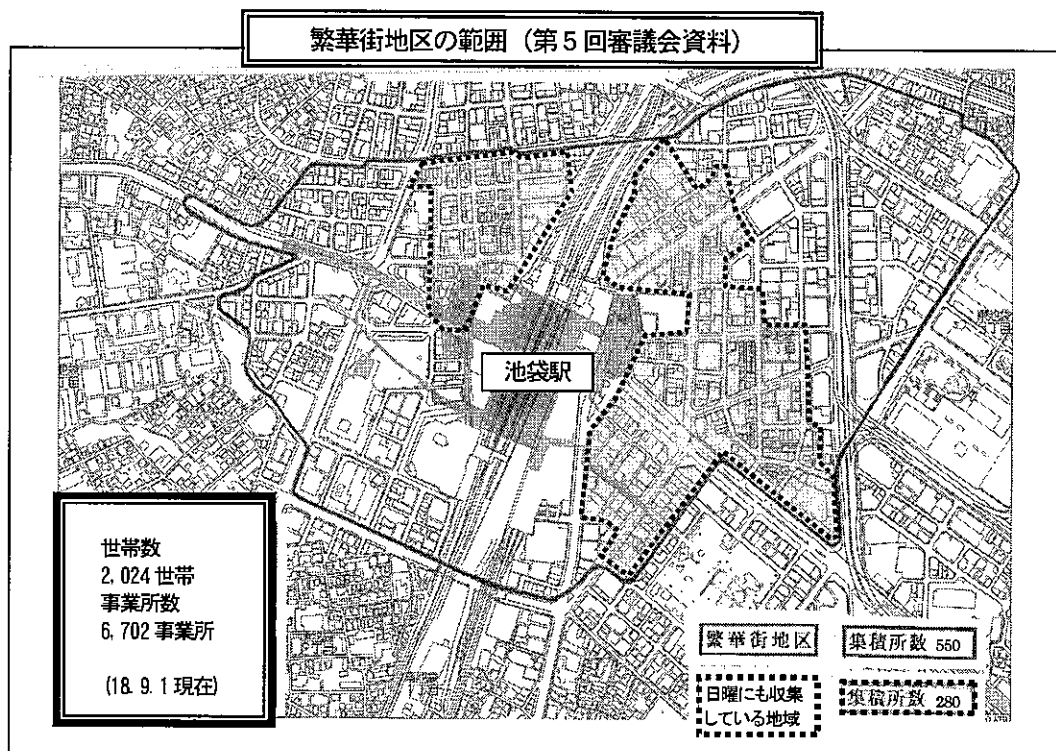
繁華街地区を対象とした収集を実施している特別区の中で、千代田区や新宿区では日曜収集を実施していない。また、池袋駅周辺の繁華街地区の事業者を対象としたアンケート結果（平成20年2月実施）によれば、毎日収集が必要な事業者は一部に限られているという実態が示されている。

繁華街地区の毎日収集には、街の美観の向上、ごみの散乱防止などに関して一定の効果が認められるものの、資源回収が未実施であるこ

と、行政サービスが手厚く民間収集事業者の参入の妨げとなっていること、事業系ごみ処理の負担が不適正な状態にあることなどを考慮すると、行政が事業系ごみを毎日収集している現状を抜本的に見直すことが課題である。

なお、繁華街地区には約2,000の世帯があるが、繁華街収集と同様の収集形態となっているため、資源回収が未実施であること、他の地域との収集回数に差があることなどにより他地域との格差が生じている。

このような行政サービスの不均衡が生じているという側面からも、行政による毎日収集に関しては、資源回収の導入を含めた見直しが課題である。



### (3) 家庭ごみ対策の現状と課題

平成18年11月に実施した排出原単位調査結果からの試算では、家庭ごみの年間排出量は約40,000tと推計され、区内で発生する総ごみ量の約35%を占めている。区収集のごみ量、人口1人1日あたりのごみ排出量は漸減傾向にあるが、大幅な減量には至っておらず、引き続きごみ減量への対策が求められる状況にある。

ごみ減量を推進するためには、容リプラなどを対象とした資源回収、

各家庭でのごみ減量に直結するような普及・啓発活動などの施策が効果的であるが、更なるごみの減量を目指すためには経済的インセンティブ\*を活用した家庭ごみ有料化の導入を検討する必要がある。

特別区では、現段階で家庭ごみの有料化を導入している自治体はないものの、都内の市町村では、およそ半数の20自治体において家庭ごみ有料化が導入されている。また、国においては、平成19年6月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」が策定され、公表されている。

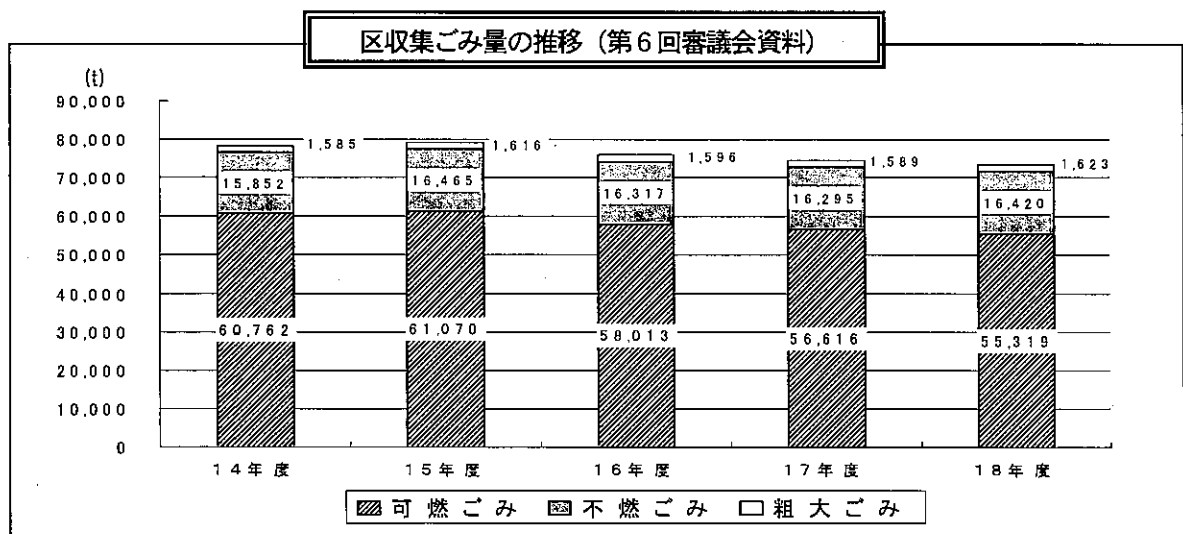
豊島区では、平成17年9月の第2期審議会答申で、ごみの大幅な減量を目指すため、家庭ごみ有料化の必要性が明確に打ち出されたが、実現までの道筋が不明確だったことなどもあり、家庭ごみ有料化の実施には至っていない。

有料化導入にあたっては不適正排出や不法投棄が懸念されるが、これに対処するため、有料化にあわせて戸別収集\*を実施している自治体が多い。なお、戸別収集を実施している自治体では、集積所収集の自治体に比べ、概ね高いごみ減量実績が確認されている。

このようなことから、戸別収集の実施など、有料化導入のための条件整備のあり方を明確にすることが課題である。

また、家庭ごみの減量を進めるためには、生ごみの減量化対策も重要な課題である。先に引用した「廃プラスチックサーマルリサイクルモデル実施地域排出状況調査報告書」によると、家庭から排出される可燃ごみの約40%が生ごみ、という結果が示されている。

豊島区では、生ごみ処理機の購入助成事業などにより減量化対策を行っているが、現段階では施策が十分に普及していないこともあり、減量効果は表れていない。生ごみの減量化対策も十分に考慮する必要がある。



#### (4) システム評価の現状と課題

資源循環型地域社会を形成していくためには、清掃・リサイクル事業について経済面や環境負荷面などからの評価・分析を行い、資源循環に関する情報として区民や事業者に対して幅広く、明確に説明する必要がある。

環境省は昨年6月、コスト分析のガイドラインとして「一般廃棄物会計基準」、環境負荷面等からの適正処理のガイドラインとして「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を策定し、公表した。

各自治体は、これらのガイドラインを利用して全国統一基準に従ったコスト分析や施策評価を実施することができ、さらに自治体間比較も可能となることから、よりの確な施策評価・分析が確保できることになる。また、自治体間比較の結果が公開されることも想定されるため、各自治体には、より高いコスト意識と環境負荷低減の努力が求められることになる。

豊島区では予算やバランスシート\*などの公表を通して、コスト面については一定の評価を行っているが、今後、清掃・リサイクル事業の効率性や透明度をより一層高めていくためには、環境省のガイドラインの趣旨を踏まえた総合的に事業を評価できるシステムを構築することが課題である。

なお、平成20年度の清掃・リサイクル関連歳出予算の約30%、約14億4000万円を占めているのが、中間処理\*を担う東京二十三区清掃一部事務組合への分担金\*である。

この分担金は、区収集ごみについてはごみ量を基準として、民間収集事業者による持込ごみについては各区の人口を基準として算出されている。今後、持込ごみ量の精度向上が図られることにより、平成22年度からは、持込ごみについてもごみ量を基準とした分担金算出方法に切り替わる予定である。また、同じく平成22年度より、中間処理にかかる各区間の公平性を確保するため、自区内の清掃工場における可燃ごみ処理実績に応じ、負担金を各区間で授受する制度が導入される予定である。

このように、区内で発生するごみ量に基づく負担がより明確になることから、財政負担を低減するためにも、ごみ減量施策の強化が求められる。

一方、都区財政調整制度\*による交付金については、ごみ減量の努力が必ずしも交付金の算定に結びつかない点があるため、これを改善する必要がある。

一般廃棄物処理3R化ガイドラインの概要 (第6回審議会資料)

廃棄物処理法基本方針における区市町村の役割

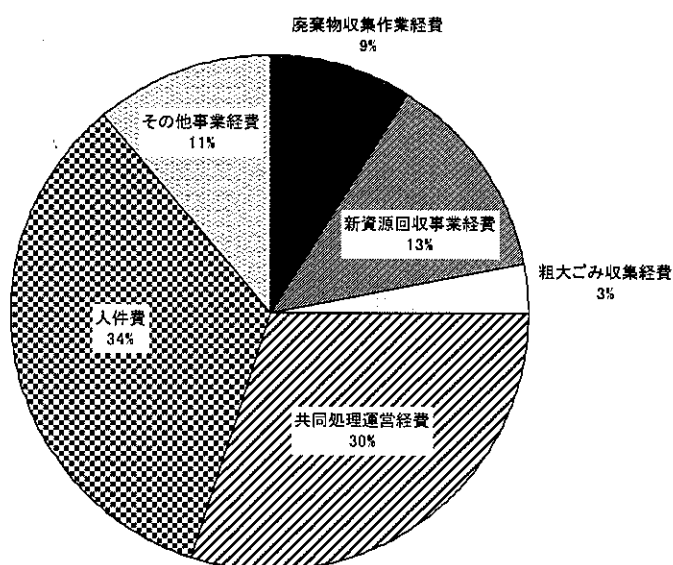
- ・ 排出抑制に関する適正な普及啓発、情報提供、環境教育等に関する住民の自主的な取り組みの促進
- ・ 適正な循環の利用を努めた上で、処分しなければならない一般廃棄物について適正な中間処理及び最終処分を確保 (必要に応じて、他の市町村との連携等による広域的な取り組みを図る)
- ・ 一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析及び情報提供を行い、分析結果を様々な角度から検討するほか、PFIの活用等を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努める
- ・ 経済的インセンティブを活用した排出抑制や再生利用の推進、負担の公平化、住民の意識改革を推進するため、有料化の推進を図るべき
- ・ 処理システムの変更や新規導入を図る際には、その必要性和環境負荷面、経済面等にかかる利点を住民や事業者の説明するよう努める



国によるガイドラインの策定

- ①一般廃棄物会計基準 (コスト分析のガイドライン)
- ②一般廃棄物処理有料化の手引き
- ③一般廃棄物処理システムの指針 (分別収集・適正処理等のガイドライン)

平成20年度 清掃・リサイクル事業関連予算額 (第6回審議会資料)



内 訳	金 額 (千円)
廃棄物収集作業経費	435, 273
新資源回収事業経費	600, 280
粗大ごみ収集経費	165, 156
共同処理運営経費	1, 452, 877
人件費	1, 601, 877
その他事業経費	508, 095
合 計	4, 763, 558

### 3. 清掃・リサイクル事業の将来像

資源循環型地域社会を実現するためには、清掃・リサイクル事業の現状と課題を包括的、横断的に捉えた将来像を明確に示すことが重要である。

この将来像に基づいて具体的なごみ減量の目標を掲げ、区民や事業者との連携を確保したうえで積極的な施策展開を行っていくことが、資源循環型地域社会実現のための大きなポイントである。

「豊島区未来戦略推進プラン2008」には、「“3R”を実現し ごみ半減に取り組む」という将来像が掲げられているが、計画期間がさらに長期間となる一般廃棄物処理基本計画の改定にあたっては、下記の3つの視点に留意して将来像を検討する必要がある。

第一に、「各主体の役割や責任の明確化」という視点である。

清掃・リサイクル事業に関与する主体として、区民・事業者・行政の三者が挙げられるが、それぞれ次のような役割等が期待される。

まず、区民は、分別収集への協力だけではなく、資源循環型地域社会の担い手である自らの責任を自覚して、発生抑制や排出抑制に努めるとともに、再使用・再生品利用などライフスタイルの転換に取り組むことが求められる。

次に、事業者においては、自己処理責任や拡大生産者責任を果たすことで、廃棄物の処理やリサイクルに対し、適正な責任と負担を担っていくことが求められる。また、事業系ごみ対策など資源循環型地域社会の形成に大きな役割が期待される民間収集事業者は、排出者の協力を求めながら、廃棄物の循環的利用の高度化を進め、事業活動に伴う環境負荷を低減させることが必要である。

行政は、廃棄物の適正な処理・処分、循環的利用の実施及び適切な手法を用いた3Rの推進、資源・エネルギー回収のための施設整備、情報の発信などを通じ、地域単位での循環システムを構築するための中核的な役割を果たすことが期待される。また、多様な民間団体や事業者などと協力して、区民等のライフスタイルの見直しに向けた支援を実施するなど、各主体間のコーディネーター\*としての役割を果たすことも重要である。さらに、自らも再生品の積極的な利用など、資



源循環型地域社会の構築に向けた行動に率先して取り組む必要がある。

第二に、「区の地域特性を踏まえた施策の展開」という視点である。

豊島区の地域特性としては、全国有数の高密都市であることに加え、池袋駅周辺を中心に多数の事業所が立地していること、小売店や飲食店など中小規模の事業所が高い割合を占めていること、単身世帯や外国人の割合が高い、といった点を挙げるができる。

これらの地域特性を踏まえ、繁華街地区を対象とした事業系ごみに関する定期的なモニタリングや生ごみの減量化・資源化、多様な主体をターゲットとした普及・啓発の実施、中小規模の事業所ビルやマンションへの対策などを主眼におきながら、事業を展開していくことが必要である。

第三に、「環境負荷の低減」という視点である。

地球的な規模で環境対策への取り組みが本格化し、低炭素社会\*づくりが国家的な課題となっている現状を踏まえれば、天然資源利用の抑制に加え、清掃・リサイクル事業を温室効果ガス削減やエネルギー効率利用の面からも捉えていく必要がある。

そのためには、資源化の促進や3R関連事業の推進などによるごみ減量の取り組みに加え、LCA\*（ライフ・サイクル・アセスメント）の概念を取り入れた廃棄物の処理・処分に関する環境負荷の検証や評価、清掃工場排熱利用システムの構築や都市型生ごみ発電施設の整備など、廃棄物を活用したエネルギーの有効活用や地域循環を推進することも重要である。

## 4. 各施策の方向性

清掃・リサイクル事業の現状と課題、将来像のあり方などを踏まえ、資源循環型地域社会の構築に向けた各施策の方向性について検討した。

なお、方向性については、各施策の望ましい進捗段階を明らかにするため、短期的な対応（5年程度の期間）、中期的な対応（6年～10年程度の期間）、長期的な対応（10年を超える期間）に区分した。

### （1）3Rの取り組みに関する方向性

#### ①容リプラ回収の方向性

容リプラの資源回収を導入するためには、先に指摘したとおり、区民の分別負担の増大、回収経費の増加、環境負荷の検証、指定法人ルートへの移行など、今後検討を深めるべき課題が多い。そのため、資源循環型地域社会の実現に向け、上記の課題を整理し、それぞれの条件を精査したうえで、容リプラの資源回収を実施すべきである。

短期的・中期的な対応として、まず、平成20年10月より区内全域で実施している新資源回収事業の周知・徹底を図り、資源化率を高めていくべきである。

「清掃・リサイクル事業の現状と課題」で示したとおり、現状ではごみの中に約20%の資源混入が確認されているが、この混入率の低減に向けた努力をする必要がある。

これと並行して、指定法人ルートへの移行のために必要な条件（指定保管施設の確保、経費、排出段階での分別や異物除去の負担など）を精査のうえ、容リプラ回収システムを導入すべきである。

導入に際しては、回収経費、資源化率、ごみ量の変化、環境負荷等を含めた事業の概要について、区民等への説明を十分に行い、合意を形成することが重要である。また、資源化手法を選択する際には、廃プラスチックの市場動向を参考にすることも考慮すべきである。

なお、分別収集に協力する区民の信頼と資源の適正な循環を確保するため、法的な基盤整備を含め、集積所に出された資源の持ち去りの

防止対策を早急に講じるべきである。

長期的な対応として、容リプラ回収の定着に努める必要がある。分別区分がより細くなることから、回収への協力率を高め、維持していくためには、単身世帯や外国人などを対象に含めた継続的な広報や啓発の実施が必要である。

## ②ペットボトルの店頭回収の方向性

集積所でのペットボトル回収が定着したことなどにより、店頭回収量は減少傾向にある。また、新資源回収事業の実施により集積所での資源回収回数が倍増することから、店頭での回収は事業者（販売者等）の責任として実施すべきである。

この見直しは、新資源回収事業の定着を見定めて実施することとし、見直しに際しては、資源回収の負担や回収のあり方等について、事業者側と十分に協議することが必要である。

## ③リデュース・リユースの方向性

ごみ減量を継続的に推進するためには、各家庭・事業所におけるごみの発生抑制、減量化の取り組みが非常に重要である。資源循環型地域社会の実現に向けて、より効果的な普及・啓発事業等の実施により、リデュース・リユースが定着した地域の実現を目指す必要がある。

まず、短期的な対応として、普及・啓発事業の実施とともに、リユース食器の活用促進を目的とした使い捨て容器利用抑制推進事業、地域におけるレジ袋の削減や過剰包装の見直しなどを目的とした商店街容器包装利用抑制推進事業などにより、発生抑制への取り組みを推進すべきである。普及・啓発の展開に際しては、生ごみの水切りなど、消費者にとって身近で、手軽に実践できる排出抑制行動をPRすることも重要である。また、拡大生産者責任を適正に確保することを目的とした、事業者向けの発生・排出抑制、再使用関連施策\*についても検討すべきである。

次に、中期的な対応として、環境学習の視点からのリデュース・リユースに取り組むとともに、家庭・事業者などそれぞれの特性に応じた普及・啓発事業を展開すべきである。区民・事業者・区が一枚岩となって発生抑制・排出抑制に努める必要があるが、とりわけ、未来を担う世代に対し、実践的な環境学習の機会を提供していくことが重要

である。

長期的な対応として、普及・啓発の充実を図り、区民・事業者・区の三者による発生抑制システムを検討すべきである。リデュース・リユースへの取り組みを地域に定着させていくためには、区民・事業者による主体的かつ継続的な取り組みが不可欠である。地域社会において発生抑制の推進に向けた商品利用やサービス提供が定着するよう、区は、環境整備の体制やコーディネートのあるあり方について常に見直しを継続することが必要である。

#### ④集団回収の方向性

集団回収事業は、地域におけるリサイクル意識の向上やコミュニティの活性化などの面でも重要な役割を果たしているが、近年、担い手の固定化や実践団体数の減少により、回収実績は低迷傾向にある。

そこで、単身世帯の増加、マンション等の集合住宅の増加、高齢化の進展などの地域の変化に対応しつつ、多様な主体を集団回収事業に取り込むことにより、事業の継続・拡大を図る必要がある。

まず、短期的な対応として、平成20年度より開始したマンションを対象とした集団回収事業を普及・拡大させる必要がある。また、新資源回収事業の実施により集積所での資源回収回数が倍増したが、これが集団回収に及ぼす影響についても精査すべきである。

次に、中期的な対応として、小グループによる集団回収や区内学校との連携による集団回収など、多くの区民が活動に参加しやすい仕組みづくりを検討すべきである。NPOなどの地域組織に加え、豊島区内の大学や高等学校などが集団回収事業の活性化に貢献できるような仕組みが望ましい。

長期的な対応としては、町会、マンション、小グループが主体となった集団回収事業を充実、継続させていくべきである。区は、様々な地域組織が集団回収事業に参画できるよう、参加主体の開拓や参加主体間の連携確保などに努めるとともに、報奨制度のあり方についても検討すべきである。

## (2) 事業系ごみ対策に関する方向性

### ①行政による事業系ごみ収集の方向性

法令上、事業系ごみは事業者自らの責任で処理することが原則である。区では、小規模事業者への対応策として一定の手数料を徴し、行政収集を実施しているが、手数料の課金媒体であるごみ処理券の貼付率の低下、手数料と処理原価との乖離などの問題が顕在化している。

このような状況を改善するため、事業者による排出実態を踏まえ、ごみ処理券の貼付率の向上、手数料と処理原価との乖離の解消を図ることで、事業系ごみの行政収集を見直すことで、廃棄物処理の役割分担を明らかにし、事業者による自己処理責任を徹底すべきである。

まず、短期的な対応として、平成20年4月の事業系ごみ処理手数料改定の影響を踏まえつつ、ごみ処理券の貼付指導や適正排出のPRを強化することで、排出者責任の徹底と適正な負担を確保していくべきである。

また同時に、今年度より実施している商店街単位で民間収集事業者との契約を促進する事業など、小規模事業者が民間収集に切り替えられるような誘導的施策を展開すべきである。さらに、平成19年度より開催している清掃事業者連絡会\*などの場を通して、事業系ごみ収集を担う民間収集事業者との連携を深めていくことも重要である。

次に、中期的な対応として、民間収集への移行状況を踏まえ、行政収集の範囲の縮小に向けた準備を行うことが必要である。その際には、商店街等との協議を重ねることにより、小規模事業者に対して十分な配慮をしなければならない。また、資源の循環利用を促進し、ごみ減量の効果的な推進を図るため、事業者を対象としたリサイクルのあり方について検討を進めるべきである。小規模事業者の積極的な参加が図られるよう、回収する資源の範囲や民間のリサイクル施設の効果的な活用について、民間収集事業者や商店街との連携のうえシステムを構築することが望ましい。

長期的な対応として、商店街振興組合やNPO法人、ビルオーナーなどの地域組織によるエリア管理手法\*を視野に入れながら、行政収集の範囲の縮小を進めていくべきである。また、生ごみの資源化施設の整備を検討するなど、集積の著しい飲食店を中心とした生ごみリサイクルの仕組みを構築する必要がある。

## ②繁華街収集の方向性

池袋駅周辺の繁華街地域では、区によるごみ収集が毎日実施されている一方、資源回収が未実施であるなど、事業者による廃棄物処理責任、他地域との収集サービスの公平性などが適正に保たれていない。

そこで、事業系ごみの民間収集移行状況を踏まえ、繁華街における毎日収集を見直し、資源回収の導入を図るべきである。

まず、短期的な対応として、繁華街地域の収集回数を見直し、あわせて資源回収の導入を検討すべきである。他地域では今年10月より新資源回収事業が展開されていることから、極力早期の段階で収集回数の見直し・資源回収の導入が実現できるよう、鋭意準備を進めるべきである。

次に、中期的な対応として、事業系ごみの行政収集の見直しと連動させる形で、民間収集移行状況や排出状況調査結果などを踏まえつつ、更なる収集回数の縮小を推進する必要がある。

長期的な対応として、行政による事業系ごみ収集の見直しの状況を踏まえつつ、繁華街地域の行政収集については原則家庭ごみに限定し、繁華街以外の地域に準じた収集体制とすることが望ましい。

## (3) 家庭ごみ対策に関する方向性

家庭ごみの大幅な減量を図るため、家庭ごみの有料化導入が必要である。ただし、家庭ごみの有料化導入にあたっては、区民の理解と納得を得ることが不可欠であり、容リプラ資源回収の充実、戸別収集の実施を前提条件として位置づけなくてはならない。

まず、短期的な対応として、「3Rの取り組みに関する方向性」でも言及したとおり、新資源回収事業の定着を図るとともに、消費者にとって身近に感じられる3R啓発事業を展開すべきである。その上で、容リプラ回収の検討及び導入を図り、戸別収集に関する検討を深めていく必要がある。

次に、中期的な対応として、容リプラ回収の導入に加え、生ごみ回収の導入などにより、資源回収を拡充し、ごみの減量を推進すべきである。そのうえで、家庭ごみ有料化導入を見据えた戸別収集モデル事業を実施することが望ましい。

長期的な対応として、容リプラ回収の定着を図ることで家庭ごみの減量を推進する一方、ごみ量の動向を勘案したうえで、家庭ごみ有料化・戸別収集の全域実施を図ることが望ましい。全域実施に際しては、事業の目的や趣旨に関して区民への説明責任を十分に果たすことが求められる。また、有料化による排出抑制効果を維持するため、継続的な啓発やごみ量等に関する情報公開を実施する必要がある。

#### (4) システム評価に関する方向性

清掃・リサイクル事業のコスト管理を徹底し、事業の透明性・効率性を高めるため、環境負荷面からの分析を含めた総合的な評価システムを構築すべきである。また、このシステムに基づいた事業分析・事業評価・計画策定という事業サイクルを確立すべきである。

まず、短期的な対応として、環境省において策定された一般廃棄物処理システムの基本理念を取り入れた事業評価を実施し、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）のプロセスを順に実施する「PDCAサイクル\*」に基づいた事業実施のあり方を検討すべきである。

同時に、都区財政調整制度などに関し、区におけるごみ量の減少の努力が財源に結びつく制度設計について働きかけを行うことについても検討が必要である。

なお、事業評価のあり方を検討するに際しては、区の特徴を反映した独自の評価項目や、区民のごみ減量への貢献度を把握できる指標の追加などについて考慮すべきである。また、廃棄物の処理・処分に伴い排出される温室効果ガスの排出抑制目標、中間処理過程において発生するエネルギーの地域循環のあり方などについても検討を深めるべきである。

次に、中期的な対応として、一般廃棄物処理基本計画の改定に際し、一般廃棄物会計基準や一般廃棄物処理システムなどの概念を取り入れ、事業コスト、適正処理・処分、環境負荷低減に関する将来像を明らかにすべきである。また、計画策定に際しては、循環型社会形成推進基本計画に示された、資源生産性、循環利用率、最終処分量に関する物質フロー指標の活用も検討すべきである。

長期的な対応として、評価システムをレベルアップさせることで、

効果的な施策の実施を図るべきである。他自治体の事業評価との比較・分析結果や、各種廃棄物のLCA分析や地域循環圏\*の構築に向けた事業の方向性などについて、区民や事業者と認識を共有することが望ましい。



## 5. 循環型社会と低炭素社会の統合に向けた取り組み

循環型社会形成推進基本法によると、循環型社会は、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源\*となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義される。

地球温暖化による環境危機が顕在化しつつある今、温室効果ガスの削減による低炭素社会の実現が大きな課題となっている。さらに、化石燃料や鉱物資源の枯渇が懸念されている状況を踏まえると、循環型社会づくりと低炭素社会づくりの取り組みを統合して推進する必要が極めて高い。

豊島区は、我が国で最も高いレベルにある人口密度と商業・業務機能の集積により、他地域と比較して廃棄物の発生密度が高く、大量の廃棄物が恒常的に排出される傾向があることから、徹底した資源回収、廃棄物焼却による熱回収・熱利用が大規模かつ効果的に行える特性がある。

また、このような取り組みは、エネルギー消費の抑制やエネルギー効率の向上が確保される地域社会システム構築へつながるものであることから、必然的に温室効果ガス排出が抑制された低炭素型の地域社会システムづくりへと結びつくものである。

このような視点から、今後の清掃・リサイクル事業を構築していく際には、前章で提言した廃棄物の適正な処理・処分やごみ減量などの施策の実施と同時に、低炭素社会づくりを中心とした環境施策との融合について具体化を図る必要がある。また、その際には、必要に応じて国や都、他自治体などへの働きかけを行うことも重要である。

例えば、豊島区が地域活性化統合本部へ提出した「環境モデル都市提案書」における、清掃工場排熱利用システムの構築や都市型生ごみ発電施設整備などは、循環型社会づくりと低炭素社会づくりの取り組みが統合された提案であり、実現される効果や意義は極めて高い。

新たな時代にふさわしい持続可能な地域社会づくりに向け、環境モデル都市提案書におけるプロジェクトの具体化を目標に、関係機関等との連携、協力を深めながら、積極的に取り組むべきである。

## 参 考 资 料

## 用語解説

## &lt; あ 行 &gt;

## ・ IPCC第4次評価報告書

平成19年11月に、IPCC(気候変動に関する政府間パネル 国連機関)が、科学的・技術的・社会経済的な面から地球温暖化対策についての評価を取りまとめた報告書。3つの作業部会報告書と統合報告書で構成されている。

## ・ 一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項、および各自治体における条例の規定に基づいて区市町村が策定する計画。区域内で発生する一般廃棄物の計画的な処理、ごみの排出抑制、ごみの適正処理などを進めるために必要な基本的な事項を定める。

## &lt; か 行 &gt;

## ・ 環境確保条例

都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする東京都の条例。平成12年に制定。

## ・ 京都議定書

地球温暖化の原因となる大気中の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)やメタンなど温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的にした「気候変動枠組条約」と並んで、地球温暖化を防止するための国際的な枠組みとなる議定書。2008年から2012年までの間、日本には1990年度比で6%の温室効果ガス削減義務が課されている。

## ・ 経済的インセンティブ

インセンティブとは、人々の意思決定や行動を変化させるような誘因、をいう。例えば、家庭ごみの収集・運搬が有料化された場合、家計支出の負担が大きくなり、ごみの排出抑制のインセンティブが働くと考えられている。

- ・コーディネーター  
関係者間の様々な意見や役割等を調整し、一定の方向に取りまとめを行う主体。
- ・戸別収集  
集積所による収集ではなく、各戸ごとにごみや資源を収集する手法。

## < さ 行 >

- ・事業者向けの発生・排出抑制、再利用関連施策  
「エコアクション21」など環境マネジメントシステムの認証取得支援やリターナブルびんのリユースシステムの構築などが想定される。
- ・指定法人ルート  
容器包装リサイクル法に規定されるリサイクルの手法。(財)日本容器包装リサイクル協会(指定法人)を通し、事業者による費用負担や区市町村による容器包装物の引渡しがなされる。
- ・循環資源  
廃棄物等のうち有用なものをいう。(循環型社会形成推進基本法上の定義)
- ・商店街リサイクル・オフィスリサイクル  
商店街や事業所が、区が紹介する民間収集事業者と資源回収の契約を締結するシステム。排出量の少ない小規模事業者が参加しやすい点にメリットがある。
- ・循環型社会形成推進基本法  
「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進するための基本的な枠組みとなる法律。各種リサイクル関連法についても基本的な枠組みとなっている。平成12年に制定。

- ・食品リサイクル法

正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。食品廃棄物等の排出の抑制と、資源としての有効利用を推進することを目的とする。平成12年に制定。平成19年の法改正により、食品循環資源の再生利用等を一層促進するため、食品関連事業者に対する指導監督の強化と再生利用等への取組を円滑にする措置が講じられた。

- ・新パイロットプラン

平成14年度より開始した豊島区における資源回収システム。8品目12分別の資源を、毎週1回、集積所等において行政が回収する。なお、現在は、資源回収を週2回に倍増した「新資源回収事業」に移行している。

- ・3R（スリーアール）

ごみの減量を目的とした3つの取り組み、「発生抑制・排出抑制」（Reduce リデュース）、「再利用・再使用」（Reuse リユース）、「再生利用」（Recycle リサイクル）の頭文字をとった用語。

- ・清掃工場排熱利用システムの構築

副都心中心部に清掃工場が位置する特性を活かし、清掃工場の排熱を既存の地域冷暖房システムを拡充して活用することで、都市における未利用エネルギーの活用を促進する施策。

- ・清掃事業者連絡会

区と民間収集事業者とが、事業系ごみの民間収集促進などについて協力体制を強化するため定期的な情報交換を行っている。平成19年度より開催。

## < た 行 >

- ・第2次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法第15条の規定に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画。概ね5年ごとに改定される。平成20年3月に策定。

- ・地域循環圏

廃棄物の適正処理・処分を前提に、環境面、資源面、経済面などの各観点から、地域の特性を踏まえながら各循環資源の最適な循環が実現できる圏域。

- ・地域組織によるエリア管理手法

商店街振興組合やNPO法人などが、一定の区域（エリア）の美化、防犯、施設管理、商業振興などを主体的に実施する手法。廃棄物の収集・運搬は、NPO法人等がエリア内の店舗を包括して契約する。

- ・中間処理

最終処分量の削減等を目的として、家庭や事業者から排出された廃棄物を焼却・破碎等により減容化する処理。

- ・低炭素社会

温室効果ガスとされる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出が抑制される社会。

- ・東京二十三区清掃一部事務組合への分担金

廃棄物の焼却・破碎等の中間処理を担う東京二十三区清掃一部事務組合に対し、各区は毎年分担金を負担している。平成20年度現在、分担金の金額は、区収集ごみはごみ量、持込ごみは各区の人口を基に算定されているが、平成22年度より、持込ごみについてもごみ量を基に算定される予定である。

- ・都区財政調整制度

東京都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、特別区政の自主的かつ計画的な運営を確保するために設けられた制度。東京都が課税・徴収する市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税の収入額の一定割合（55%）を財源として、各区に「特別区財政調整交付金」として交付される。

- ・都市型生ごみ発電施設の整備

廃棄物のうち大きな割合を占める生ごみを、メタン発酵技術の活用により、発電・熱として利用できる施設を整備する施策。熱については、既存の地域冷暖房システムで活用する。

- ・豊島区未来戦略推進プラン2008

「豊島区基本計画」の実施計画であり、都市経営の戦略、行政経営の戦略としての性格をあわせ持つ。各種施策・事業の具体化、政策相互の効果的な融合、変化の激しい時代に対応する行政経営システムの確立などを目的としている。

## < は 行 >

- ・排出原単位調査

1人1日あたりのごみ・資源の排出量を算出するための調査。あらかじめ各世帯の人数やごみ・資源の保管日数などを確認のうえ、各家庭から排出されるごみ・資源の重量を測定する。

- ・廃プラスチックサーマルリサイクル

ごみとして排出されるプラスチックを清掃工場で焼却し、焼却時に発生した熱をエネルギーとして回収するリサイクル手法。

- ・8品目12分別

豊島区で実施している、「びん」、「かん」、「ペットボトル」、「トレー」、「プラスチック容器（ボトルタイプ）」、「新聞・雑誌・牛乳パック」、「段ボール・厚紙製の箱・包装紙」、「古布」の資源分別基準。

- ・バランスシート

建設された施設や借入金の状況など、決算時点における資産（ストック）状況を示すもの。シートの左側には、自治体が取得した財産や権利などの行政経営資源が「資産」として記載される。右側には、公債などの「負債」や、一般財源などの「正味資産」が記載される。

- ・PDCAサイクル（ピー・ディー・シー・エー サイクル）

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）という、事業活動を構成するサイクルの頭文字をつなげた用語。計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で評価（Check）し、不都合な点を改善（Act）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、事業効果の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするものである。

- ・プラスチック製容器包装（容リプラ）

容器包装リサイクル法で製造者にリサイクルが義務付けられた容器包装のうち、プラスチック製のもの。（先行して法の対象とされたペットボトルを除く。）

< ま 行 >

- ・民間収集事業者

一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬や処理を行う業者。地方自治体で業の許可を受ける必要があるため、「許可事業者」とも言われる。

< や 行 >

- ・容器包装リサイクル法

容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律。平成7年に制定。正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。消費者は容器包装ごみの分別排出、区市町村は分別収集の責任を負い、製造者をあわせた三者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することが目的。平成18年6月の法改正により、「容器包装廃棄物の排出抑制の推進」、「質の高い分別収集や再商品化の推進」、「事業者間の公平性の確保」などが明確化された。

< ら 行 >

- ・LCA（ライフ・サイクル・アセスメント）

製品の一生における環境負荷を評価する手法。製造、輸送、販売、使用、廃棄、再利用という全ての段階での環境負荷を総合して評価をする。



19豊清環諮第1号

豊島区リサイクル・清掃審議会 様

豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例（平成11年豊島区条例第48号）第7条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

平成19年9月25日

豊島区長 高野 之夫

記

資源循環型地域社会の構築に向けた清掃・リサイクル事業のあり方について

## 諮 問 理 由

現在の「豊島区一般廃棄物処理基本計画」は、清掃事業の移管に際して、平成12年3月に策定されたものであり、既に7年を経過しているため、改定する必要がある。

本計画は、区内から排出される一般廃棄物の発生から収集運搬や中間処理を経て最終処分に至るまでを対象として、その計画的な処理を目的としているが、現在の廃棄物処理は、従来のごみの処理のみならず、限りある最終処分場の延命化、さらには地球環境の保全という重大な役割を担うことが求められている。

このような役割を果たしていくためには、発生・排出の抑制を基本に、再使用・再利用を促進して（いわゆる3Rの実践）、資源が繰り返し活用される資源循環型地域社会の構築を目指していかなければならない。

本区は、清掃事業の移管前から資源回収事業に取り組み、他区に先駆けて、「パイロットプラン（7品目12分別の資源回収）」を実施し、平成14年度には、「新パイロットプラン（8品目12分別の資源回収）」として拡大してきた。さらに、本年度からは、廃プラスチックサーマルリサイクルのモデル実施を契機とした「新資源回収事業（回収日を倍増）」を展開している。

ごみ量の推移を見ると、減少傾向にはあるものの、依然として

年間10万トンを超える状況が続いている。また、ごみの中には資源として活用できるものもまだ多く混入している実態がある。

このような状況から、リサイクル等をさらに推進して、ごみ減量を図っていく必要があり、この点から、容器包装の更なるリサイクルなどについても検討していかなければならない。

また、本区は、事業系ごみが過半を占めるという地域的特性を有し、特に、池袋駅周辺の繁華街においては、毎日収集という特例的な取扱いをしているため、事業系ごみについては、「事業者が自らの責任で適正に処理するという自己処理責任の原則」を踏まえた方策を具体化していく必要がある。

さらに、家庭ごみについては、大幅なごみ減量を図っていくため、ごみ減量への動機付けにつながる新たな仕組みづくりが課題となっている。

以上のように、清掃・リサイクル事業の課題に対応していくためには、地域特性、コストの面や区民・事業者・行政の適正な役割分担などに配慮しながら、これまでの事業を基盤としつつ、将来を展望していく必要がある。

本諮問は、上記の認識に立って、資源循環型地域社会の構築に向けた清掃・リサイクル事業を展開するため、現在の「豊島区一般廃棄物処理基本計画」の改定に資するべく行うものである。

## 豊島区リサイクル・清掃審議会委員名簿

(平成19年9月25日～平成20年10月21日)

会長	松波 淳也	法政大学経済学部教授
会長代理	小祝 慶紀	国土館大学法学部講師
	根本 志保子	日本大学経済学部准教授
	山田 正人	国立環境研究所主任研究員
	山本 芳生	東京商工会議所豊島支部事務局長 (平成20年5月13日まで)
	長澤 広幸	東京商工会議所豊島支部事務局長 (平成20年5月14日から)
	平井 英男	株式会社西武百貨店総務担当
	田中 信夫	豊島区立駒込小学校校長 (平成20年5月13日まで)
	大野 忠雄	豊島区立椎名町小学校校長 (平成20年5月14日から)
	藤居 秀三	株式会社要興業代表取締役社長
	戸部 昇	株式会社トベ商事代表取締役
	遠竹 よしこ	豊島区議会議員
	永野 裕子	豊島区議会議員
	高橋 佳代子	豊島区議会議員
	渡辺 くみ子	豊島区議会議員
	中村 丈一	町会連合会会長
	春田 稔	町会連合会支部長
	高埜 秀典	豊島区商店街連合会副会長
	鷺崎 智恵子	豊島区消費者団体連絡会代表
	藤井 壽	豊島区印刷関連産業団体協議会会長
	吉倉 英子	リサイクル・清掃推進員
	庄司 佳子	公募委員
	天野 義憲	公募委員
	辻 陽子	公募委員
	齋藤 賢司	豊島区清掃環境部長
	篠 靖夫	東京二十三区清掃一部事務組合施設管理部参事 (豊島清掃工場長事務取扱) 豊島区清掃環境部参事(連絡調整担当)

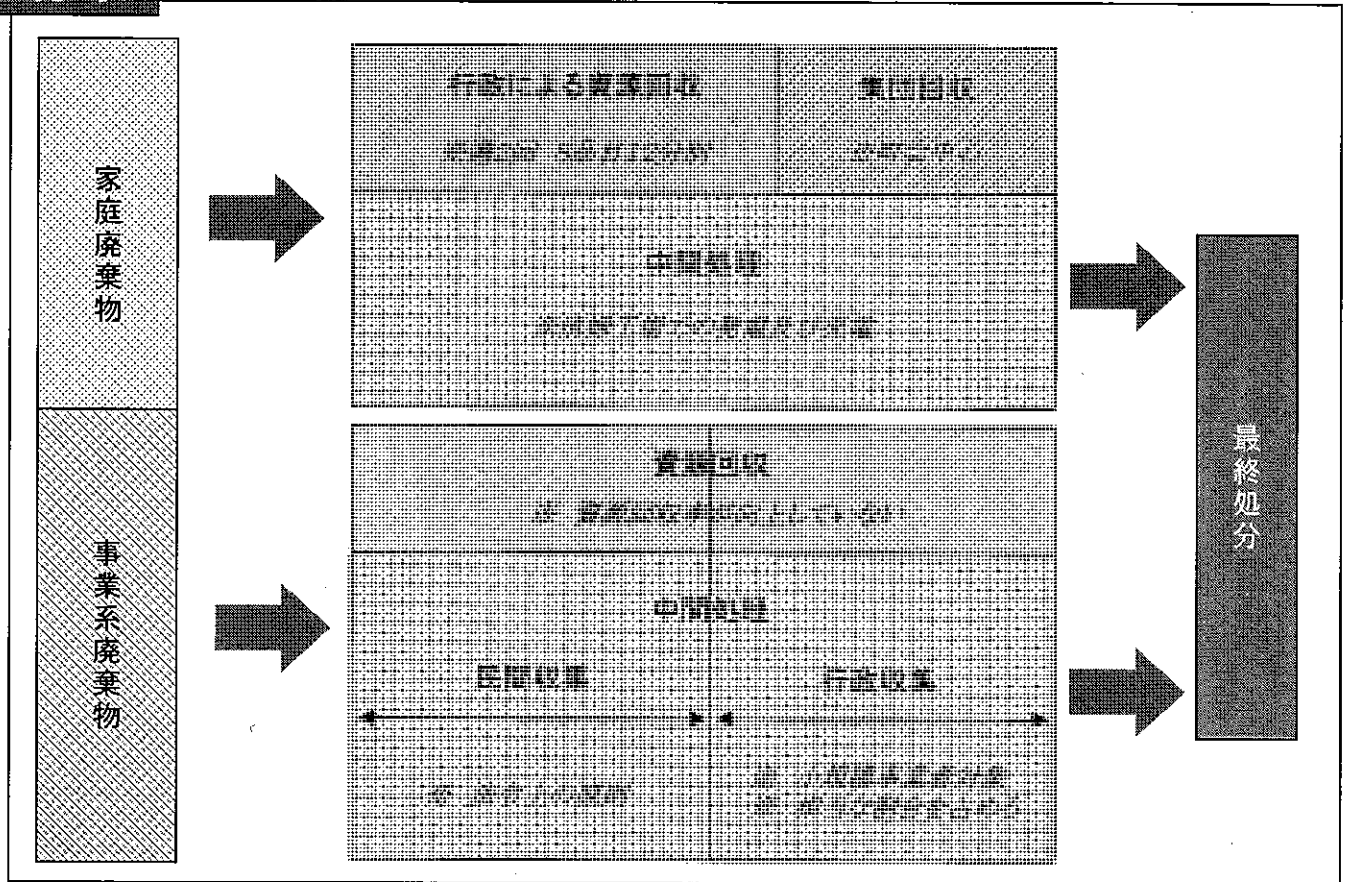
審 議 経 過 の 概 要

開催年月日	審 議 会 次 第	主 な 審 議 内 容
第1回 (H19.9.25)	1 開会 (1) 委員の委嘱 (2) 委員の紹介 (3) 会長の選出 (4) 会長代理の指名 2 議事 (1) 諮問 (2) 区長挨拶 (3) 会議の公開等について (4) 豊島区の清掃・リサイクル事業の現状について (5) 今後の審議会のスケジュールについて	議事(4)について、事務局より豊島区の清掃・リサイクル事業を取り巻く状況や各種統計等について報告を行い、その内容に関連して委員より質疑応答があった。
第2回 (H19.11.5)	1 議事 (1) 清掃・リサイクル事業の現状と課題について (2) 次回の審議内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事(1)について、事務局より諮問の背景、主要な検討項目(案)、関連事項の現状と課題について報告を行った。</li> <li>・事務局からの報告に基づき、審議会における検討項目やスケジュール等について審議を行った。</li> </ul>
第3回 (H20.1.22)	1 議事 (1) 主要な項目の整理について (2) 審議会における検討スケジュールについて (3) 3Rの取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事(1)について、第2回審議会の結果を整理した資料に基づき事務局より報告を行った。</li> <li>・議事(3)について、事務局よりプラスチック製容器包装の資源回収、ペットボトルの店頭回収、リデュース・リユース、集団回収など3Rの取り組みの現状と課題について報告を行った。</li> <li>・事務局からの報告に基づき、3Rの取り組みに関連する施策の方向性について審議を行った。</li> </ul>
第4回 (H20.4.23)	廃棄物処理施設等視察 (1) バイオエナジー株式会社 (生ごみ発電処理施設) (2) 中防処理施設 (3) 中央防波堤外側埋立処分場	

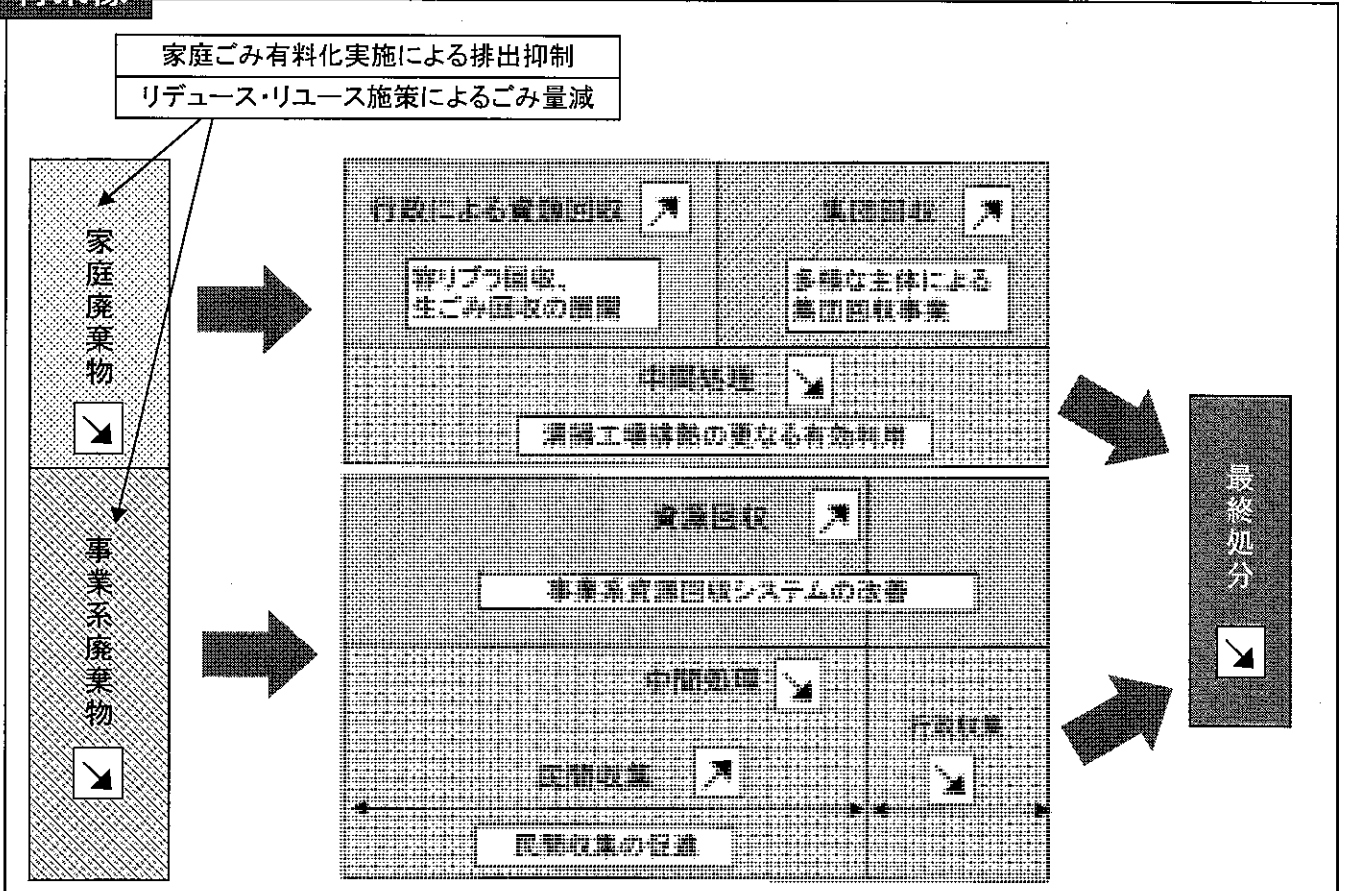
開催年月日	審 議 会 次 第	審 議 内 容
第5回 (H20.5.20)	1 議事 (1) 審議会における検討スケジュールについて (2) 事業系ごみ対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議事(2)について、事務局より事業系ごみの行政収集、繁華街収集など、事業系ごみ対策の現状と課題について報告を行った。</li> <li>・ 事務局からの報告に基づき、事業系ごみ対策に関連する施策の方向性について審議を行った。</li> </ul>
第6回 (H20.6.17)	1 議事 (1) 審議会における検討スケジュールについて (2) 家庭ごみ対策について (3) システム評価について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議事(2)・(3)について、事務局より家庭ごみ対策及びシステム評価の現状と課題について報告を行った。</li> <li>・ 事務局からの報告に基づき、家庭ごみ対策及びシステム評価に関連する施策の方向性について審議を行った。</li> </ul>
第7回 (H20.7.25)	1 議事 (1) 審議会における検討スケジュールについて (2) 答申の骨子について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議事(2)について、事務局よりこれまでの審議結果を踏まえた答申の骨子(案)について報告を行った。</li> <li>・ 事務局からの報告に基づき、答申の構成、各施策の方向性、清掃・リサイクル事業の将来像など答申の骨子の内容について審議を行った。</li> </ul>
第8回 (H20.9.9)	1 議事 (1) 審議会における検討スケジュールについて (2) 答申の素案について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議事(2)について、事務局より答申の骨子の内容を踏まえた答申の素案について報告を行った。</li> <li>・ 事務局からの報告に基づき、答申の内容について審議を行った。</li> </ul>
第9回 (H20.10.21)	答申	

豊島区における廃棄物等のフロー

現状



将来像



豊島区リサイクル・清掃審議会 答申の概要

1. 答申にあたって

① 清掃・リサイクル事業を取り巻く現状

豊島区の清掃・リサイクル事業は、現在大きな転換期を迎えている

- ・廃プラスチック・リサイクル、新資源回収事業の全城展開
- ・「3R」を実践し、ごみ半減に取り組むまち・としまの環境政策ビジョン
- ・廃棄物の適正かつ確実な処理処分に加え、3Rの取り組みについての継続的な推進
- ・第2次循環型社会形成推進基本計画や東京都の環境基本計画の策定

② 気候変動対策に関する動向

異常気象の頻発や平均気温の上昇など、地球温暖化による気候変動への影響が全世界的に危惧されている

- ・今年から京都議定書における温室効果ガス削減の約束期間がスタート
- ・エネルギー価格の高騰による、区民や事業者における天然資源の消費抑制・資源循環の推進への関心の高まり
- ・環境基本計画策定に向けた環境審議会の設置
- ・環境モデル都市提案における、清掃工場非熱利用システムや都市型生ごみ発電施設などの政策

上記を踏まえ、資源循環型地域社会の構築に向けた清掃・リサイクル事業のあり方を審議

2. 清掃・リサイクル事業の現状と課題

(1) 3Rの取り組み

① 容リプラ回収

現 状	課 題
新資源回収事業の区内全域展開により資源回収回数は週2回に倍増し、モデル実施結果によると回収量は約1.5倍に増加する見込み	新資源回収事業で対象としていないその他の容リプラを対象に加えた資源回収への取り組み

② ペットボトルの店頭回収

現 状	課 題
区は、年間約2,500万円の予算を投じ、200箇所近い店舗でのペットボトル回収を実施	新資源回収事業の展開など、店頭回収事業を取り巻く状況の変化を踏まえた本格的な見直し

③ リデュース・リユース

現 状	課 題
リデュース・リユースの普及・啓発を強化しているが、区のごみ量は微減にとどまっている	社会全体でのシステムづくりへ取り組みむとともに、継続的に普及・啓発事業を実施し、より多くの区民や事業者に事業の趣旨を浸透させる

④ 集団回収

現 状	課 題
町会を中心に取り組まれているが、実践団体数の減少、担い手の高齢化により、回収量は減少傾向にあり、事業の継続が危惧される	集団回収の継続的な実施、裾野の拡大のため、マンションへの普及など地域の実情に応じた新たな担い手の開拓が必要

(2) 事業系ごみ対策

① 行政収集

現 状	課 題
日量50kg以下の非出事業者について、区がごみの収集・運搬を行っているが、ごみ処理券の貼付率が低迷しているなど不適正な状況にある	・事業者の自己処理責任の確保 ・事業系ごみの減量に向けた、生ごみ対策を含めた新たなリサイクルの仕組みづくり

② 繁華街対策

現 状	課 題
繁華街地域で、街の美観の向上、ごみの散乱防止などを目的として行政によるごみの毎日収集を実施	資源回収が未実施であることなどから、行政による毎日収集の抜本的な見直しが必要

(3) 家庭ごみ対策

現 状	課 題
区収集のごみ量、人口1人1日あたりのごみ排出量は漸減傾向にあるが、大幅な減量には至っておらず、引き続きごみ減量への対策が求められる状況	・戸別収集の実施など、有料化導入のための条件整備のあり方の明確化 ・燃やすごみの約40%を占める生ごみの減量化

(4) システム評価

現 状	課 題
予算やバランスシートなどの公表を通して、コスト面については一定の評価を実施	効率的な資源回収をより一層高めるため、環境省ガイドラインの趣旨を踏まえた総合的な評価システムの構築

3. 清掃・リサイクル事業の将来像

清掃・リサイクル事業を包括的・横断的に捉えた将来像を示し、具体的なごみ減量の目標を掲げ、区民や事業者との連携を確保したうえで積極的な施策展開を行うことが重要である

<一般廃棄物処理基本計画における将来像の構築に際し必要な視点>

(1) 各主体の役割や責任の明確化

- 区 民：発生抑制や排出抑制への努力、ライフスタイルの転換への取り組み など
- 事業者：自己処理責任や拡大生産者責任を踏まえた廃棄物処理への適正な負担 など
- 行政：地域単位での循環システム構築の中核的な役割、各主体間のコーディネート、再生品の積極的な利用などの率先行動 など

(2) 区の地域特性を踏まえた施策の展開

事業系ごみ（繁華街）に対する継続的なモニタリング、生ごみの減量化・資源化、単身世帯や外国人をターゲットにした普及・啓発活動の展開、中小規模のマンションや事業所ビルへの対策 など

(3) 環境負荷の低減

LCA（ライフ・サイクル・アセスメント）の概念を取り入れた廃棄物の処理・処分過程における環境負荷の検証、廃棄物を活用したエネルギーの有効活用や地域循環の推進 など



4. 各施策の方向性

(1) 3 Rの取り組み

①容リプラ回収	→資源循環型地域社会の実現に向け、課題や条件を整理したうえで容リプラ回収を実施する
短期的な対応	・新資源回収事業の周知・徹底により既存の資源化率を高める
中期的な対応	・指定法人ルートへの移行のために必要な条件（指定保管施設の確保、経費、排山段階での分別や異物除去の負担など）を精査のうえ、容リプラ回収を導入する
長期的な対応	・容リプラ回収の定着を図る

②ペットボトルの店頭回収	→新資源回収事業の実施により集積所での資源回収率が倍増することから、店頭での回収は事業者（販売者等）の責任として実施する
--------------	--

③リデュース・リユース	→より効果的な普及・啓発事業等の実施により、リデュース・リユースが定着した地域の表見を目指す
短期的な対応	・使い捨て容器利用抑制推進事業、商店街容器包装利用抑制推進事業等による発生抑制への取り組みを推進する ・拡大生産者責任の適正な確保を目的とした事業者向けの施策について検討する
中期的な対応	・環境学習の観点からのリデュース・リユースに取り組みるとともに、家庭・事業者などそれぞれの特性に応じた普及・啓発事業を実施する
長期的な対応	・普及・啓発の充実に図り、区民・事業者・区の三者による発生抑制システムを検討する ・地域社会において発生抑制の推進に向けた商品利用やサービス提供が定着するよう、区は環境整備やコーディネートネットワークのあり方について見直しを継続する

④集団回収	→地域の変化に対応しつつ、多様な地域組織を集団回収事業へ取り込むことにより、事業の継続・拡大を図る
短期的な対応	・マンションを対象とした集団回収事業を普及・拡大させる ・新資源回収事業が集団回収に及ぼす影響を精査する
中期的な対応	・小グループによる集団回収など参加しやすい仕組みづくりを検討する
長期的な対応	・町会、マンション、小グループが主体となった事業として充実・継続する

(2) 事業系ごみ対策

①行政収集	→事業者による排出実態を踏まえたうえで、事業系ごみの行政収集を見直し、廃棄物処理の役割分担を明らかにし、事業者による自己処理責任を徹底する
短期的な対応	・ごみ処理券の取付指導や適正排出のPRを強化する ・小規模事業者が民間収集に切り替えられるような誘導的施策を展開する ・清掃事業者連絡会等を通して、民間収集事業者との連携を強化する
中期的な対応	・民間収集への移行状況を踏まえ、行政収集の縮小に向けた準備を行う ・事業者を対象としたリサイクルのあり方について検討する
長期的な対応	・行政収集の範囲を縮小する ・生ごみリサイクルの仕組みを構築する

(2) 事業系ごみ対策

②繁華街収集	→事業系ごみの民間回収集移り状況を踏まえ、繁華街における毎日収集を見直し、資源回収の導入を図る
短期的な対応	・繁華街地域の収集回数を増やし、あわせて資源回収の導入を検討する
中期的な対応	・事業系ごみの行政収集見直しと連動させる形で民間回収集移り状況や排出回収調査結果を踏まえ、更なる収集回数の縮小を推進する
長期的な対応	・繁華街地域の行政収集は、原則家庭ごみに限定し、他地域に準じた収集体制とする

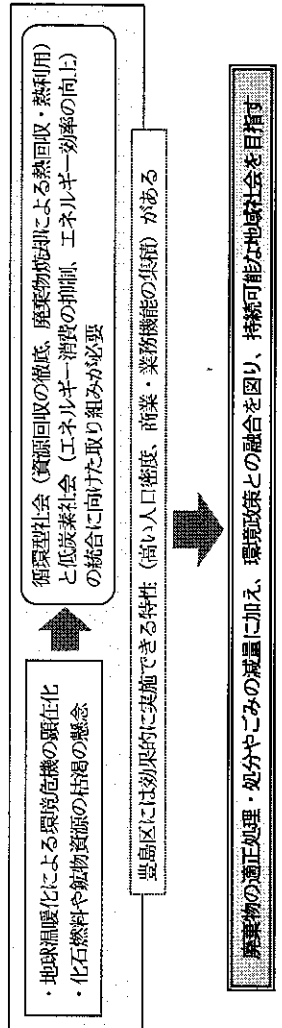
(3) 家庭ごみ対策

→家庭ごみの大幅な減量を図るため、家庭ごみ有料化導入が必要である	ただし、容リプラの資源回収、戸別回収の実施を前提条件として位置づける
短期的な対応	・新資源回収事業の定着を図るとともに、消費者にとって身近に感じられる3R施策を展開する ・容リプラ回収の検討を深め、導入を図る ・戸別回収に関する検討を深める
中期的な対応	・容リプラ回収の導入に加え、生ごみ回収の導入などにより、資源回収を拡充し、ごみの減量を推進する ・家庭ごみ有料化導入を見据えた戸別回収モデル事業を実施する
長期的な対応	・容リプラ回収の定着を図る ・ごみ量の削減に向けたうえで、家庭ごみ有料化・戸別回収の全域実施を図る

(4) システム評価

→コスト管理を徹底し、事業の透明性・効率性を高めるため、環境負荷面からの分析を含めた総合的な評価システムに基づいた事業分析・事業評価・計画策定を行う。	・一般廃棄物処理システムの概念を取り入れた事業評価を実施し、PDCAサイクルに基づいた事業計画のあり方を検討する ・ごみ量の減少の努力が、財源に結びつく制度設計について働きかけを行う
短期的な対応	・一般廃棄物処理基本計画の改定に際し、一般廃棄物会計基準や一般廃棄物処理システムの概念を取り入れ、事業コスト、適正処理・処分、環境負荷低減に関する将来像を明らかにする
中期的な対応	・評価システムのレベルアップにより、効果的な施策の実施を図る

5. 循環型社会と低炭素社会の統合に向けた取り組み



## そ の 他 意 見

家庭ごみの有料化に関して、一部委員から「区民への経済的な負担が強まるため、家庭ごみ有料化には反対である」という意見が出た。

資源循環型地域社会の構築に向けた  
清掃・リサイクル事業のあり方について

答 申

平成20年10月発行

編集・発行 豊島区リサイクル・清掃審議会  
(事務局 : 豊島区清掃環境部計画管理課)

電 話 : 03-3981-1320

FAX : 03-3981-6207

Email : A0014801@city.toshima.lg.jp